

# 患者のみなさまへ

## 入院時食事療養費・生活療養費について

当院では厚生労働大臣の定める基準に基づき、入院時食事療養費Ⅰ（２階一般病棟）、入院時生活療養費Ⅰ（３階療養病棟）に関する届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

入院時食事療養費等にかかる料金は次のとおりです。  
１食当り６９０円、入院時生活療養費は同６０４円ですが、健康保険を使用する場合は１食当りの標準負担額は５１０円（住民税非課税の方は減額あり、低所得者Ⅱ（同２４０円、過去１年間入院期間９０日超える場合は同１９０円）、低所得者Ⅰ同１１０円）の自己負担となります。入院時生活療養費（療養病棟）の場合は、さらに３７０円（１日付）が加算されます。また、特別食が提供される場合は、１食当り７６円が加算されますが、健康保険を使用する場合は、１食当りの自己負担の加算はありません。

食事の提供時間は、次のとおりです。

朝 食	昼 食	夕 食
午前 7 時 20 分頃	1 2 時頃	午後 6 時頃

配膳コース等により、時間は病棟ごとに多少異なる場合があります。

また、厚生労働大臣の定める基準により２階病棟において食堂を備えており、食堂加算（１食付５０円）を算定をしております。

令和 7 年 4 月 1 日

病 院 長